

南大谷小学校父母と教職員の会 規約

第1条（名称）

この会は、南大谷小学校父母と教職員の会（以下、「本会」とします）と称します。

第2条（目的）

本会は、南大谷小学校の保護者と教職員が互いに協力し、理解を深め、全ての児童の健やかな成長を図ることを目的とします。

第3条（構成および所在地）

本会は、南大谷小学校の保護者および教職員をもって構成します。

本会の所在地は、東京都町田市南大谷 6-16-1 に置きます。

本会の設立日は、昭和 49 年 4 月 1 日とします。

第4条（会員資格）

本会の会員は、入会の意思表示をし、所定の活動運営費を納入した世帯とします。

会員資格は、前項の意思表示および活動運営費の納入が完了した時点で取得するものとします。

本会への入退会は、各家庭の自由意思により行うことができます。

第5条（総会）

1. 総会は、本会の最高議決機関とします。
2. 定期総会は年度初めに開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができます。
3. 総会の議長は、会長が務めるものとします。
4. 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長が議長を代行します。
5. 総会は、会員総数の 4 分の 1 以上の出席をもって成立するものとします。ただし、書面または電子フォームによる議決権行使を含みます。
6. 総会の決議は、出席会員（書面または電子フォームによる議決権行使を含みます）の過半数の賛成をもって成立するものとします。ただし、可否同数の場合は、議長が決定します。
7. 定期総会における議決権は、年度初めに入会の意思表示を行った世帯に認めるものとします。

第6条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において出席会員（書面または電子フォームによる議決権行使を含みます）の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定します。

第7条（運営委員会）

1. 本会の運営を円滑にするため、総会に次ぐ議決機関として運営委員会を置きます。
2. 運営委員会は、構成メンバーの過半数の出席をもって成立するものとします。ただし、書面または電子フォームによる議決権行使を含みます。
3. 運営委員会の決議は、出席メンバー（書面または電子フォームによる議決権行使を含みます）の過半数の賛成をもって成立するものとします。

第8条（運営委員会の構成）

運営委員会は、次の者をもって構成します。

- ・本部役員（会長、副会長、会計、地区、企画、広報、書類作成）
- ・委員（交通安全委員、イベント委員、書類アシスタント委員）
- ・青少年健全育成地区委員（玉川学園・町田東・南第二）
- ・教職員若干名

第9条（役員および委員の選出）

1. 本部役員および委員は、会員の中から立候補により選出します。
2. 町田市青少年健全育成地区委員は、各町田市青少年健全育成地区委員会との調整を踏まえ、会員の中から選出します。
3. 選出方法、欠員時の対応その他の選任に関する事項は、別途「役員・委員・会計監査選任規則」に定めます。

第10条（役員および委員）

本会の目的達成のため、次の役職を置きます。

- ・本部役員（会長、副会長、会計、地区、企画、広報、書類作成）
- ・委員（交通安全委員、イベント委員、書類アシスタント委員）
- ・町田市青少年健全育成地区委員（玉川学園・町田東・南第二）

また、本会は、必要に応じて本部役員経験者の中から相談役を置くことができますものとし、相談役の設置および選任に関する事項は、別途「役員・委員・会計監査選任規則」に定めます。

第11条（会計監査）

会計監査は、保護者から2名、教職員から1名を選出します。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第13条（任期）

1. 本部役員、委員および会計監査の任期は、会計年度に合わせ1年とします。
2. 本部役員および委員が次の各号に該当する場合は、任期途中であっても退任するものとします。
 - (1) 児童の卒業または転校
 - (2) その他の事情により、役員会が必要と認めた場合（本会の運営に著しく支障を及ぼす行為があった場合を含む）
3. 欠員が生じた場合の補充は、任意とします。
4. 欠員補充により選任された本部役員および委員は、役員会の承認をもって就任し、欠員補充の必要性、選任理由および経緯を明らかにし、速やかに会員に対し報告するものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、本部役員については、任期満了後または会員資格を喪失した場合であっても、後任者が総会において選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、役員会の承認をもって退任することができます。

第14条（活動運営費）

本会の活動のため、1家庭単位で活動運営費を徴収します。

金額は、総会において決定します。

第15条（保険加入）

本会は、活動の安全確保のため、PTA 団体総合保険に加入します。

第16条（個人情報の取り扱い）

本会で取得した個人情報は、本会の活動目的にのみ使用し、適切に管理します。

取り扱いの詳細は、別途「個人情報取り扱い規則」に定めます。

<附則>

本規約は、2026年5月12日より施行します。

細則（運営に関する事項）（案）

第1条（活動運営費）

年度途中の転入者の活動運営費は、次のとおりとします。

1. 4月から7月までの転入者は、活動運営費の全額を徴収します。
2. 8月から12月までの転入者は、活動運営費の3分の2を徴収します。
3. 1月以降の新規入会者および短期転入者の入会希望者からは、活動運営費を徴収しません。
4. 退会者への活動運営費の返金を行わないものとします。

第2条（役員活動費）

本会は、本部役員の活動に伴う通信費、交通費その他の実費相当分として、役員活動費を支給することができます。

役員活動費の金額および支給方法は、毎年度の予算において定めるものとします。

第3条（役員の特例）

会長および副会長は、本人の希望により、就任年度のポイント立ちを免除することができます。

第4条（慶祝金）

教職員の結婚の際には、慶祝金として金 5,000 円を支出します。

第5条（弔慰金）

会員および児童の不幸の際には、弔慰金として金 5,000 円を支出します。

第6条（弔慰金の特例）

前校長、前副校長、前会長および前年度在籍した教職員の不幸の際には、弔慰金として金 5,000 円を支出します。

第7条（弔電）

教職員の家族その他の不幸の場合は、弔電をもって対応します。